**平成２４年（フ）第７８２５号**
東京都練馬区大泉学園町４丁目６―17―301
債務者　副島喜久子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１８号**
沖縄県沖縄市泡瀬６丁目27番Ｂ―306号　泡瀬市営住宅
債務者　宮城　君江
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２４年（フ）第７６７９号**
東京都目黒区東が丘１丁目６－４―101
債務者　中野　弘美
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第７８１７号**
東京都調布市国領町１丁目10―７　リプレ国領２－Ａ
債務者　神林舞衣子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第７８１８号**
東京都練馬区関町北５丁目15―30―505
債務者　桑島　　毅
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１３８号**
北海道中川郡本別町共栄９番地24
債務者　金田　澄子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２４年（フ）第２１８号**
静岡市葵区瀬名７丁目25番25―203号
債務者　村上　浩二
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２７４号**
静岡市清水区石川新町10番６号　ソレーユ15　106号
債務者　尾崎　貞子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２７６号**
静岡県御前崎市白羽6973番地、旧住所名古屋市東区出来町１丁目９番27号　富士レイホービル第５　202号
債務者　小野田丈洋
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２８３号**
静岡市駿河区西脇1270番地の１　アークＵ２102号
債務者　小山　耕志
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第３１８号**
静岡県藤枝市志太５丁目２番11号　ピノーロ105号
債務者　倉島　靖広
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第３２１号**
静岡市清水区船原２丁目３番地の９
債務者　青木　功行
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２４９号**
静岡県浜松市中区幸５丁目16番１号　スエルテ202号室、前住所静岡県浜松市東区小池町64番地の１　栄３―306
債務者　宮本　　博
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２４年（フ）第２６２号**
静岡県浜松市南区三島町45番地の４　アーバンシティ三島310
債務者　御園　貞夫
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２４年（フ）第１９６号**
静岡県藤枝市岡部町三輪1508番地の５
債務者　宮崎　友之
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部